

# 凍結胚の保管更新に関する同意書

峯レディースクリニック  
院長 峯 克也 殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、凍結胚の保管期間更新を依頼いたします。

1. 保管期間は、次回の凍結更新予定月末日までの1年間とする。この期間を過ぎて更新手続きのない場合、凍結胚の処分権は当該施設に属する。
2. 日本産科婦人科学会会告では、胚の保管期間は“夫婦の婚姻の継続期間のみとする”に則り、夫婦が離婚した場合、あるいは夫婦のどちらか片方が死亡あるいは行方不明になった場合、凍結胚は廃棄される。また、女性の生殖年齢を越えての保管更新は行わない。
3. 保管期間終了の告知は当施設からは行わない。更新を希望する場合は、自ら保管の更新手続き(本同意書の提出および凍結胚保管更新料の支払い)を行うものとする。
4. 凍結・融解後の胚の状態によっては治療に使用できないことがある。
5. 地震、火災、異常気象などにより胚が損壊し、やむを得ず保管継続が不可能となることがある。
6. いかなる理由によっても支払済みの凍結保管更新料の返金を行わないものとする。

同意書記入日 年 月 日

住所： \_\_\_\_\_

夫 署名 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

妻 署名 \_\_\_\_\_

\* 事実婚のカップルには双方の戸籍謄本をご提出いただきます。

説明医師 \_\_\_\_\_ 峯 克也 印

2025.10 改訂